

1 1 対象事業の実施にあたり必要となる許認可等

本事業の実施に伴い必要となる主な許認可等は以下のとおりである。

- ・都市計画決定（都市計画法第 19 条第 1 項）
- ・土地の形質の変更に係る届出（土壌汚染対策法第 4 条第 1 項）
- ・一般廃棄物処理施設設置届出（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 1 項）
- ・ばい煙発生施設設置届出等（大気汚染防止法第 6 条第 1 項他）
- ・ばい煙（有害物質）届出施設設置届出
（大阪府生活環境の保全等に関する条例第 19 条第 1 項）
- ・特定施設設置届出（ダイオキシン類対策特別措置法第 12 条第 1 項）
（水質汚濁防止法第 5 条第 1 項）
（騒音規制法第 6 条第 1 項）
（振動規制法第 6 条第 1 項）
- ・自家用電気工作物の工事計画の届出（電気事業法第 48 条第 1 項）
- ・自家用電気工作物の保安規程の届出（電気事業法第 42 条第 1 項）
- ・土地の利用履歴等調査結果報告書（大阪府生活環境の保全等に関する条例第 81 条の 5）
- ・地下水採取量報告書（大阪府生活環境の保全等に関する条例第 76 条）
- ・宅地造成等に関する工事の許可（宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項）